

役員等の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紅葉会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。

2 報酬は、役員等が法人の理事会、評議員会又はその会議・研修に出席するときのほか、理事長による専決や監事による監査の実施など、役員等が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給する。

3 前項の報酬の日額は、次のとおりとする。

理 事	5, 0 0 0円
監 事	5, 0 0 0円
評議員	5, 0 0 0円

4 役員等報酬の年度内の総額の上限は、2 0 0, 0 0 0円とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費に関する規程に準ずる。但し、その額が5, 0 0 0円に満たないときは、実費額の支給とする。

(適用除外)

第4条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(規程の改正)

第5条 この規程を改正しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

附則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。

平成30年6月21日 一部改定